

岐阜県種豚精液譲渡取扱要領

(目的)

第一条 この要領は、岐阜県畜産研究所において飼養している種豚（以下「種豚」という。）の精液譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試験目的利用 国、都道府県等の公設試験研究機関が、系統造成、組合せ検定等試験目的で利用することをいう。
- 二 試験目的外利用 種豚精液を試験目的利用以外で利用することをいう。

(譲渡の相手方)

第三条 種豚精液の譲渡を受けることができる者は、次の各号のいずれかとする。

- 一 次のいずれかに該当する県内の者
 - イ 農家
 - ロ 市町村
 - ハ 農業協同組合
- ニ その他岐阜県畜産研究所長（以下「所長」という。）が適当と認める者
- 二 次条に規定する県外譲渡基準を満たす県外の者

(県外譲渡基準)

第四条 試験目的利用で県外の者に種豚精液を譲渡する場合は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 岐阜県内の農家の種畜改良等に影響を与えないこと。
 - 二 試験内容が岐阜県の種畜改良にもメリットがあること。
 - 三 試験成績の回収及び利用が可能であること。
- 2 試験目的外利用で県外の者に種豚精液を譲渡する場合は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- 一 譲渡を受ける者の所在地が長野県にあること。
 - 二 譲渡を受ける者が農家又は畜産試験場であること。
 - 三 譲渡する種豚精液が大ヨークシャー種のものであること。
- 3 前2項の規定に関わらず、その他所長が特別に必要とし、農政部長がこれを認めた場合は、県外の者に種豚精液を譲渡できるものとする。

(譲渡資格の審査)

第五条 種豚精液の譲渡を希望する者は、毎年度、あらかじめ、豚人工授精用精液譲渡資格審査申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

- 2 前項の譲渡を希望する者が県外の者である場合は、豚人工授精用精液譲渡資格審査申

請書（第1号様式）の他に、試験目的利用である場合は試験目的及び試験計画を、試験目的外利用である場合は利用計画を所長に提出するものとする。

- 3 前項の場合において、所長は申請書の写しに当該譲渡に係る意見書を添付し、農政部長に報告するものとする。
- 4 農政部長は、前項の報告を受けた場合には、申請書の内容が第四条の譲渡基準に適合するか検討し、その結果を所長に通知するものとする。
- 5 所長は、第1項の申請書を審査し、その審査結果を申請者に通知（第2号様式）するものとする。なお、前項の結果通知がある場合はその内容を踏まえたうえで、審査するものとする。
- 6 第1項の申請を行ったもので、内容の変更を希望する者は、豚人工授精用精液譲渡資格変更審査申請書（第3号様式）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。
- 7 前項の申請についても、第2項に準じて必要書類を提出するものとする。この場合において第2項中、「第1号様式」は「第3号様式」に読み替えるものとする。
- 8 第6項の申請があった場合の審査及び結果の通知については、第3項、第4項及び第5項に準じて行うものとする。

（譲渡）

第六条 種豚精液の譲渡を受ける者は、その都度豚人工授精用精液申込書（第4号様式）により養豚・養鶏研究部へ申し込むものとする。

- 2 養豚・養鶏研究部の担当者は、前項の申し込みに基づき、種豚精液を生産し、専行により譲渡するものとする。

なお、第5条により通知した審査結果の内容から計画変更が必要と認められる場合は、譲渡の前に再度第5条第6項、第7項及び第8項による手続きを行ったうえで譲渡するものとする。

（譲渡価格）

第七条 種豚精液の譲渡価格については、所長が毎年度別に定め、告知するものとする。

（代金の納付）

第八条 第六条による譲渡を受けた者は、前条の規定に基づき算出された代金を所長が発行する納入通知書により納付するものとする。

（雑則）

第九条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（附則）

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年1月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所

氏 名

(名称及び代表者)

年度 豚人工授精用精液譲渡資格審査申請書

岐阜県畜産研究所の種豚精液の譲渡に係る資格審査を受けたいので、岐阜県種豚精液譲渡取扱要領第五条第一項の規定に基づき申請します。

1. 譲渡の目的

2. 譲渡希望内容

譲渡希望時期	期間中譲渡 予定数	譲渡希望頻度	希望する1度の譲 渡当たりの種豚精 液の予定数
年 月 ～ 年 月	本		本/回

※具体的な譲渡計画がある場合は別途提出願います(任意様式)。

3. 畜産経営状況(※試験目的利用の場合は記載しない)

飼養する豚の品種 及び頭数	経営農用地面積	経営従事者数	備考
品種： 頭数： 頭	ha	人	

第2号様式

年 月 日

様

畜産研究所長

年度 豚人工授精用精液譲渡資格（変更）審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった資格（変更）審査申請の結果について、下記のとおり通知します。

1. 申請人
住 所
氏 名

2. 申請に係る審査結果

適	<p>承認譲渡期間： 年 月 日から、 年 月 日まで</p> <p>承認期間中譲渡本数：約 本</p> <p>承認譲渡頻度：</p> <p>1度の譲渡当たりの種豚精液の予定数：約 本</p> <p>※上記の条件に一致しない場合又は供給上の障害が起きた場合は、譲渡をお断りすることがありますのでご承知おき願います。</p> <p>※取得した精液を第三者に譲渡することは認められません。その事実が明らかになった場合は、その後の譲渡をお断りします。</p> <p>※変更申請の審査の場合、変更前の審査結果は無効となります。</p>
不 適	事由

第3号様式

年 月 日

岐阜県畜産研究所長 様

住 所

氏 名

(名称及び代表者)

年度 豚人工授精用精液譲渡資格変更審査申請書

岐阜県畜産研究所の種豚精液の譲渡に係る資格審査について、年 月 日付で申請した内容を変更したいので、岐阜県種豚精液譲渡取扱要領第五条第六項の規定に基づき申請します。

1. 譲渡の目的

2. 譲渡希望内容

	譲渡希望時期	期間中譲渡 予定数	譲渡希望頻度	希望する1度の 譲渡当たりの種 豚精液の予定数
当初	年 月 ～ 年 月	本		本/回
第 回 変更後	年 月 ～ 年 月	本		本/回

※具体的な譲渡計画がある場合は別途提出願います(任意様式)。

※変更回数が増えた場合は適宜行を追加すること。

3. 畜産経営状況(※試験目的利用の場合は記載しない)

飼養する豚の品種 及び頭数	経営農用地面積	経営従事者数	備考
品種:	ha	人	
頭数: 頭			

第4号様式

年 月 日

岐阜県畜産研究所長様

住 所 :

氏 名 :

(名称及び代表者氏名)

電話番号 :

(携帯電話番号等、日中の連絡先)

FAX番号 :

豚人工授精用精液申込書

		デュロック種	大ヨークシャー種
希 望 品 種			
利 用 種 別	種 豚 用		
	肉 豚 用		
種 豚 指 定	第1希望種豚番号		
	第2希望種豚番号		
	第3希望種豚番号		
注 文 本 数 (本)			

注) 利用種別は、該当するものに○を、種豚指定は、希望があれば番号を記入してください。但し希望に添えない場合もあります。

配達・手渡 希 望 日[※] : 年 月 日 ()

配達・手渡 時間指定希望[※] : 希望あり (午前/午後 時頃) ・ 希望なし
(どちらかに○)

※配達または手渡のうち希望する方に○を付ける。